

地域計画

策定年月日	令和6年10月31日
更新年月日	— (—)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	高島市 252123
地域名 (地域内農業集落名)	今津地域 構地区 (構)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	10.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	10.7 ha
② 田の面積	10.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	2.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.3 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地区内には主業とする認定農業者はいない。すでに近隣の法人等に集積がすすんでいることから、小規模および自給的農業者は同様に集積がすすむと見込まれる。

・地区内の農業者が減少することは、農業施設の維持管理が困難になるなど、農業全般の機能低下に結びつく。特に水路の維持管理については、経年劣化が激しく土地改良区事業で改修計画はあるものの、将来への不安材料となっている。また、世代をつなぐ農村まるごと保全対策も当初から取り組んでいるが、共同作業や施設の維持体制が高齢化や減少による集落機能低下とともに、農業者の減少が拍車をかけると想定される。

・担い手に集積されると同時に、集約して効率化を図るとことは重要で、水系等に合わせた手法の確立が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻栽培を中心に、担い手や担い手組織が効率よく生産できるよう、集落機能の維持体制づくりが必要となってくる。地域は乾田圃場であるので地域内の水路施設が経年劣化などに対する対策を講じ維持できれば、水稻以外の作物を効率よく栽培できる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
水系に応じ3経営体による集積がすすんでいることから、将来においても同体制で作付品目や品種等調整する中で、効率的な農用地利用をすすめる。小規模・自給的農家は、現在、施設の維持管理等に欠かせない部分もあり、地域全体での総合的な利用と維持管理を目標に、農用地は農地中間管理機構を介しての集積・集約に努め、共通施設の維持管理は、新たな体制を模索しながら将来へつなぐ。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	60	%	将来の目標とする集積率 85 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
水系に応じた集約化はすすんでおり、より効率よく担い手経営体が経営を営むことができるよう、農地中間管理機構を通じて集積・集約化をすすめる。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組			
農業組合組織が農業者の効率化や減少等にもない弱体化しているなかで、農用地の効率利用をはかる集積・集約につながる体制づくりは不可欠である。地域計画を目標に到達させるためには、計画樹立後の推進体制と集落農業組織や関係団体との連携が中規模エリアで機能させることが重要であり、集落組織と担い手経営体、農業者の情報共有は、そのベースとなるものであることから周知と体制づくりに取り組む。			
(2)農地中間管理機構の活用方法			
目標地図に基に、集落単位組織である農業組合組織の機能維持を図る中で、農地中間管理機構を活用し集積・集約をすすめる。			
(3)基盤整備事業への取組			
経年劣化が著しいなか、施設の維持は困難な状況になってきている。制度をフル活用し、できる効率化をはかる中で維持管理に努める。			
(4)多様な経営体の確保・育成の取組			
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。			
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組			
必要に応じて作業委託を行う。			

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)				
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①サル等の獣害対策は、獣害防止柵等の設置は困難なため、関係機関と協力し、小規模防御柵や駆除、追い払い体制に取り組む。				
⑧制度や助成金等を活用し、用排水路等の維持管理を図る。				
⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲	2.9 ha	ha	水稲	4.9 ha	ha		
認農	B	水稲	2.5 ha	ha	水稲	3.9 ha	ha		
利用者	C	水稲	2.2 ha	ha	水稲	1.8 ha	ha		
認農	D	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	4経営体		7.7 ha	0 ha		10.7 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借大等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。